

特定非営利活動法人にこりによる福祉有償運送について

① 特定非営利活動法人にこりが実施している福祉有償運送について

1. 申請者の名称及び住所

申請者 特定非営利活動法人にこり 代表理事 松丸 実奈

所在地 福岡県遠賀郡岡垣町野間 3 丁目 4 番 2 4 号

2. 運送の需要者

水巻町に居住し、一般の交通機関を利用することが困難なものであって、心身の障がい及び傷病等がある障がい者（児）・医療的ケア児

3. 運送をしようとする年間推定輸送人員

年間推定輸送人員：延べ 4 名（登録者 2 名 1 名につき 2 回利用）

4. 運送しようとする範囲

遠賀郡、北九州市、中間市、宗像市、福津市（ただし、発着のどちらかは水巻町）

5. 運行体制について

事業内容について

1 事業目的

在宅の身体障がい者（児）・医療的ケア児であって、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両による外出支援サービスを提供することにより、社会参加を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業実施方法

事業主体	特定非営利活動法人にこり
拠点場所	福岡県遠賀郡岡垣町野間三丁目 4 番 2 4 号
車両台数	6 台（令和 6 年度に普通車 1 台買い替え）
運転登録者数	1 6 名（令和 6 年度に 2 名増）

3 利用対象者

(1) 水巻町に居住し、一般の交通機関を利用することが困難なものであって、心身の障がい及び傷病等がある障がい者（児）・医療的ケア児

(2) 前号のほか、本所が特に必要と認めた者

4 利用目的

利用者の居宅と次の各号に掲げる場所との間を、移送用車両により送迎する。
ただし、利用に当たっては事前の登録を要する。

(1) 在宅福祉サービス等の実施施設

(2) 医療機関

(3) 前各号のほか、外出支援が必要であると本所が認めた場所

5 利用登録及び利用申し込み受付時間

次の各号を除く日の午前9時から午後4時まで

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から15日まで及び12月30日から翌年1月3日まで

6 運行日および時間

移送用車両の運行日は、次の各号を除く日の午前9時から午後4時まで

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月13日から15日まで及び12月30日から翌年1月3日まで

7 運行範囲

遠賀郡、北九州市、中間市、宗像市、福津市（ただし、発着のどちらかは水巻町）

8 介助者

利用者は、できるだけ付添人又は介助者を確保するものとする。

9 利用者負担金

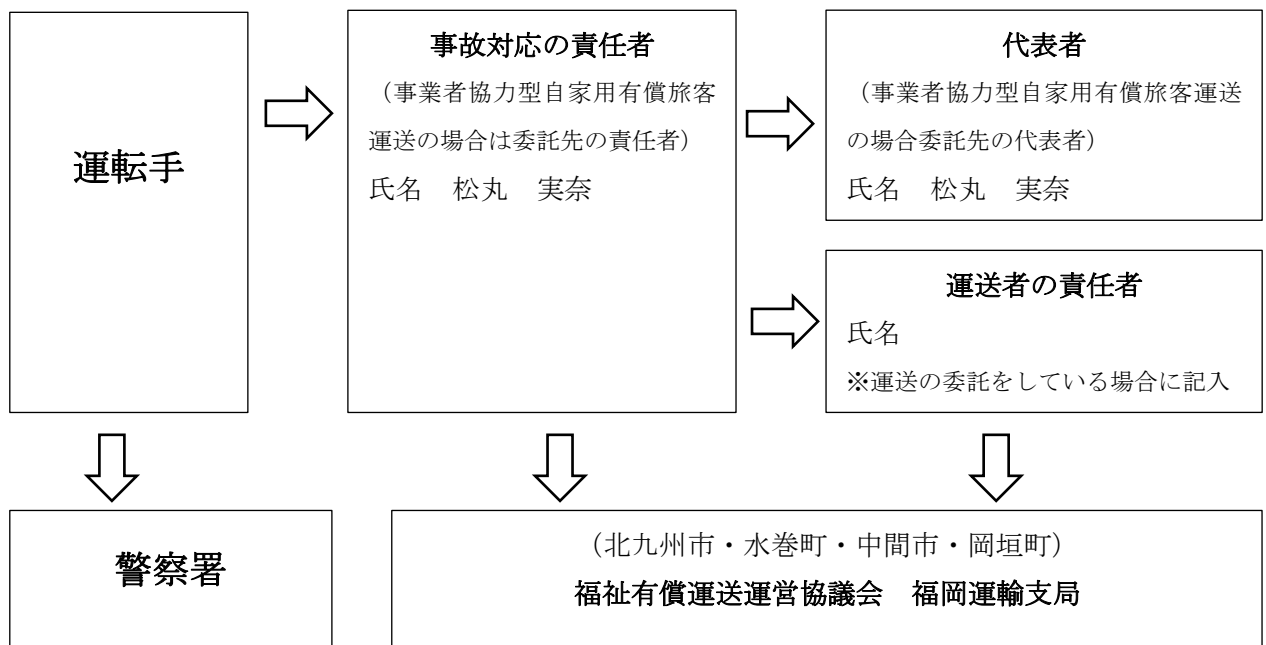
※議題〔2〕で詳細説明

1 0 外出支援事業の利用実績について

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	3件	1件	4件

1 1 事故の発生及び苦情件数について

令和4年4月から令和7年3月まで、事故の発生及び苦情はなかった。
また、事故が発生した場合の連絡体制については、次のとおり定めている。



1 2 苦情処理体制

【苦情処理責任者】 上田 華奈	【苦情処理担当者】 上田 華奈
---------------------------	---------------------------

令和 7 年 5 月 13 日

水巻町福祉有償運送運営協議会 会長様

名称 特定非営利活動法人 にこり
 代表者名 理事長 松丸実奈
 理事長 荒木俊介

運送の対価等の変更について

下記に示した運送の対価等についてのご検討をお願いいたします。

変更の理由	福祉有償運送事業を開始して以来、慢性的な赤字が続いており、また昨今ガソリンを含む物価の高騰も著しいので、事業継続のため運送の対価等の変更を申請致します			
新	運送料金	迎車回送料金	待機料金	その他の料金
	距離制	有	無	有
	片道 2.4 km以下 300 円 以後 1 kmごとに 150 円加算	片道 2 kmを超える場合 50 円以降 1 kmごとに 50 円加算		有料道路・駐車場代は実費負担 障害福祉サービスの通院介助・通院乗降介助のない方は乗降介助料金として 500 円、往復の場合 1,000 円かかります
旧	運送料金	迎車回送料金	待機料金	その他の料金
	距離制	有	無	有
	片道 2.5 km未満 300 円 以後 1 kmごとに 100 円加算	片道 2 kmを超える場合 50 円以降 1 kmごとに 50 円加算		有料道路・駐車場代は実費負担 障害福祉サービスの通院介助・通院乗降介助のない方は乗降介助料金として 500 円、往復の場合 1,000 円かかります
適用予定日	令和 7 年 9 月 1 日			
備 考				

※新・旧、利用料金一覧を添付

九運福本第92号
令和7年4月16日

水巻町福祉有償運送運営協議会長 殿

九州運輸局福岡運輸支局長
(公 印 省 略)

自家用有償旅客運送者の登録の抹消について

下記の者について、自家用有償旅客運送者の登録を抹消したので通知します。

記

運送者名	社会福祉法人 水巻町社会福祉協議会
運送の種別	福祉有償運送
抹消日	令和7年4月15日
抹消の理由	業務廃止届の提出に基づく